

農地法第3条許可申請 必要書類一覧

農地法第3条の許可申請に必要な書類の一覧です。農地の権利を取得する者の区分に応じて準備され、申請書提出前に再度のご確認をお願いします。

番号	権利取得者		必要な書類	備考
	個人	法人		
1	●	●	許可申請書	様式第1号、申請書(別添)
2	●	●	申請地の登記簿謄本	農業委員会受付日以前6ヶ月以内のもので、全部事項証明書に限ります。
3	●	●	営農計画書または土地利用計画書	
4	○	○	契約書の写し	使用貸借権や賃貸借権などの権利を設定する場合のみ。
5	●		譲受人の住民票謄本	市民サービス課または各サービスセンターで交付します。
6	○		戸籍謄本	権利の取得者が未成年である場合。
7	●		権利者の同意書	抵当権等権利の設定がある場合。
8	○	○	耕作証明書	農地のある市町の農業委員会で交付を受けてください。
9	●	●	申請者が権利を有する農地の位置図	
10	○	○	通作経路図	能美市以外の方が権利を取得する場合のみ添付してください。
11	●	●	担当農業委員等及び生産組合長の意見書	能美市農業委員会が独自に行う農業委員・生産組合長への農地の権利移動に伴う意見聴取です。
12		●	法人登記簿謄本	
13		●	定款または寄付行為の写し	
14		●	役員会(総会)議事録の写し	
15		●	法人の組合員名簿または株主名簿	農地所有適格法人で、法人形態が農事組合法人または株主会社の場合のみ添付してください。 また、承認会社が構成員である場合は、承認会社である旨を証明する書類及びその会社の株主名簿を添付してください。
16		○	農地法第2条第3項第2号チに掲げる者が構成員の場合は、その構成員と農地所有適格法人との間の契約書の写し等	権利取得者が農地所有適格法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付してください。
17		○	農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者が構成員の場合は、農林水産大臣の認定通知の写し等、農地所有適格法人の農業経営の改善に特に寄与する者であることを証明する書面	上記の構成員に、農地所有適格法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付してください。
18	●	●	現況写真・農地集積図	取得する農地の写真と現在耕作している農地を色分けして図面に落とすこと。

● : 必ず必要な書類

○ : 申請の状況に応じて必要となる書類

農地法第3条第3項の規定に基づく申請

《解除条件付権利設定(使用貸借権または賃借権)の場合》

前頁の書類のほかに、次の書類が必要となります。

番号	権利取得者		必要な書類	備考
	個人	法人		
19	●	●	農地の所有者と借り手の、使用貸借または賃貸借契約書の写し	権利取得者が、取得後においてその農地を適正に利用していないと認められる場合に、使用貸借または賃貸借の解除をする旨の条件が付されていること。
20	●	●	農地法第3条第3項第2号の規定に基づく確約書	権利取得者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
21		●	農地法第3条第3項第3号の規定に基づく証明書	権利取得者が法人である場合には、その法人の役員が1人以上が耕作の事業に常時従事すると認められること。

※ 解除条件付権利設定の場合は、許可を受けた後、毎年、利用状況の報告が必要となります。また、適正に利用しない場合は、最終的には許可が取り消されます。

《譲受人単独での申請が可能の場合》

競売や公売によるものや遺贈によるもの等の場合は、権利を取得する者が単独で申請することができます。下記の必要書類を用意していただくほか、詳しくは、農業委員会事務局へご確認ください。

申請区分	必要な書類
競売・公売によるもの	売却決定の期日調書または公売調書
遺贈によるもの	公正証書
確定判決によるもの	判決書
裁判上の和解または請求の承諾によるもの	和解調書
民事調停法による調停が成立したもの	調停調書
家事審判の確定または家事調停の成立したもの	家事審判書